

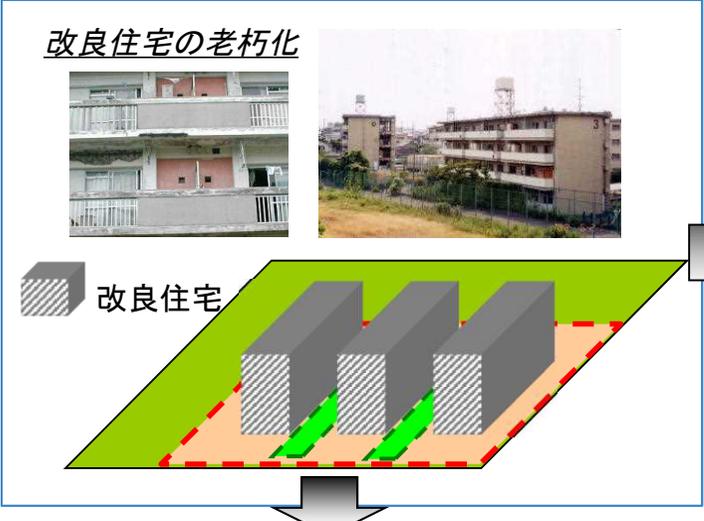
# 改良住宅等改善事業

## 1. 目的

改良住宅等の建替、増改築等を行う地方公共団体を支援することにより、当該改良住宅等の居住水準及び住環境の向上を図り、もって公共の福祉に寄与する。

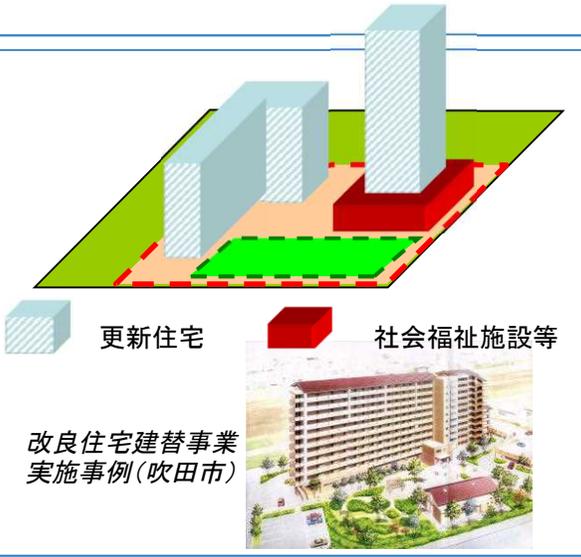
## 2. 根拠

改良住宅等改善事業制度要綱  
(住宅局長通知)



## 3. 建替事業

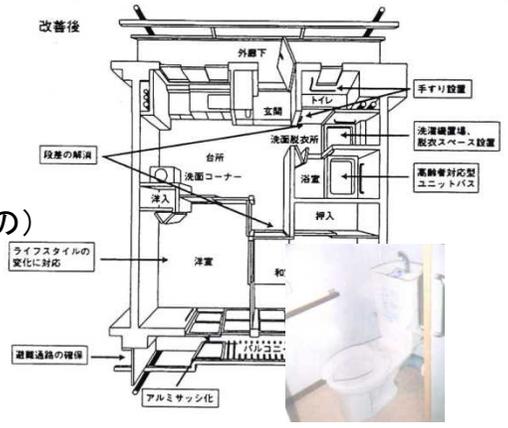
- (1) 事業採択の要件  
狭小・老朽化等により居住水準の向上を図る必要があり、かつ改良住宅ストック総合改善事業による増改築等が不適切な改良住宅等であること。
- (2) 補助対象 (補助率)
- ・改良住宅等の除却 (2/3)
  - ・更新住宅整備・用地取得 (2/3)
  - ・公共施設・地区施設整備 (2/3)



## 4. 改良住宅ストック総合改善事業

- (1) 事業採択の要件
- ・改良住宅等長寿命化計画に基づいていること
  - ・原則として平成2年度以前の年度の国の予算に係る補助金の交付を受けて建設された改良住宅等
  - ・改善後の住宅が耐力、耐火性能、耐用年数等を勘案して、概ね10年間使用が可能なるものであること  
(全面的改善の場合は概ね30年以上管理する予定のもの)
- 等
- (2) 補助対象 (補助率)
- ・個別改善 (1/2)
  - ・全面的改善 (1/2)

○個別改善(住戸)  
段差解消、手すり設置等



○個別改善(共用部分・屋外外構)  
スロープ・エレベーター設置、  
外壁落下防止等



○全面的改善

住棟単位又は団地単位で行われる  
全面的な改善又はこれに準ずるもの